

厚生労働大臣の定める掲示事項

入院基本料について

- ・急性期一般入院料 4

（入院患者10人に対し1人以上の看護職員を配置しています。）

（入院患者25人に対し1人以上の看護補助者を配置しています。）

東2階病棟、西2階病棟

- ・回復期リハビリテーション病棟入院料1

（入院患者13人に対し1人以上の看護職員を配置しています。）

（入院患者30人に対し1人以上の看護補助者を配置しています。）

東3階病棟

- ・地域包括ケア病棟入院料2

（入院患者13人に対し1人以上の看護職員を配置しています。）

西3階病棟

厚生労働大臣の定める揭示事項

入院料の計算について

- ・ 当院は厚生労働省より、D P C対象病院として認定を受けておりますので、原則として入院料を包括した方法で計算します。

医療機関別係数：1.3407

（内訳：基礎係数：1.0451、機能評価係数Ⅰ：0.2362、機能評価係数Ⅱ：0.0589、
救急補正係数：0.0005）

中国四国厚生局への届出について

- ・ 基本診療料、特掲診療料の施設基準等の届出 ※施設基準一覧参照
- ・ 入院時食事療養（Ⅰ）に関する届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

厚生労働大臣の定める揭示事項

明細書の発行について

- ・ 当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行します。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されているものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

厚生労働大臣の定める揭示事項

保険外負担に関する事項について

1-1) 診断書・証明書他

※診断書・証明書及び保険外費用について

区 分	金額(税込)	区 分	金額(税込)	区 分	金額(税込)
普通診断書	2,200円	自動車損害賠償責任保険 後遺障害診断書	5,500円	職安用申請書	2,200円
健康診断書	2,200円	自動車損害賠償責任保険 明細書	3,300円	特定疾患・更生・育成医療 診断書	2,200円
身体障害者申請用診断書	3,300円	生命保険診断書	5,500円	発病及び初診日に関する 証明書	1,100円
年金恩給精密診断書	5,500円	生命保険死亡診断書	5,500円		
年金受給者現況届	2,200円	死体検案書	5,500円		
自動車損害賠償責任保険 診断書	5,500円	受診状況等証明書	1,100円		

厚生労働大臣の定める揭示事項

保険外負担に関する事項について

1-2) 診断書・証明書他

※診断書・証明書及び保険外費用について

名 称	金額(税込)	名 称	金額(税込)	名 称	金額(税込)
ソックスエイド	1,730円	舌ブラシ	860円	ハイオリヘアPro	1,180円
セラバンド	1,000円	プロスベックヤング	396円	ピカッシュ	3,100円
T字杖	3,960円	プロスベックホルダー付き	680円	サンスターハトラー歯ブラシ#308	330円
杖先ゴム	385円	プロスベックスベアー	850円	GLLルシェDP-10(M)	390円
インプラント証明写真	1,000円	DENT EX 歯間ブラシ	500円	GLLルシェDP-20(M)	340円
サクロデラックス	2,860円	パイロゾン針	80円	ルシェロホワイト	1,980円
弾性ストッキング	2,750円	オーラルバランス1本組	1,650円	ロケーターリフレイメントメイル	713円
人工膝関節パンフレット	300円	オーラルバランス2本組	3,300円	ジョンソンアントジョンソントータルフロス	770円
人工股関節パンフレット	300円	インプラント用ハブラシ	330円	サンスターハトラーイージースレッドフロス	1,045円
新型コロナウイルス感染症予防接種（公費対象者以外）	16,500円	ジェルコート	1,100円	DENT Check-Up rootcare	1,045円
インフルエンザ予防接種（公費対象者以外）	4,950円	ジェルコート IP	1,100円	DENT EX システムケンキ	440円
肺炎球菌予防接種（公費対象者以外）	7,000円	義歯ブラシ	550円	DENT EX システムケンキf	440円
骨粗しょう症検診	3,000円	ワクタフト	520円	モンダミン HABITPRO 100mL	440円
メタボ健診	2,700円	入ればこくん	220円	モンダミン HABITPRO 1080mL	1,650円
ロコモ健診	3,300円	医療ガーゼ アブコースMサイズ 1枚入り	33円	モンダミン HABITPRO専用ポンプ(1080mL専用)	396円
		舌トレーニング用具 ペコぱんだ基本セット	1,730円	マウスガード除菌・洗浄スプレーEX	1,320円
		ポリグリップ パウダー	550円	ピタッと快適ジェル 45g	1,100円
		新ポリグリップ クリーム	990円	メルサージュ ヒスケア 80g	1,100円

厚生労働大臣の定める揭示事項

保険外負担に関する事項について

2) 特別の療養環境

※個室料金について

病 棟	種 別	室 料	室 番 号	
東2階病棟	1人室	¥5,500(税込)	201	207
			208	
西2階病棟	1人室	¥5,500(税込)	231	250
			251	252
			253	
東3階病棟	1人室	¥5,500(税込)	301	308
			310	
西3階病棟	特別室	¥11,000(税込)	323	
	1人室	¥5,500(税込)	321	325
			326	

厚生労働大臣の定める揭示事項

保険外負担に関する事項について

3) 初診・再診に係る費用

・初診時選定療養費

他の保険医療機関等からの紹介状なしで受診された場合、初診料に係わる費用として以下の料金をご負担いただきます。

医科：7,700円（消費税込） 歯科：5,500円（消費税込）

※緊急その他やむを得ない事情の場合は、この限りではありません。

・再診時選定療養費

当院が他の保険医療機関への文書による紹介を申し出たにもかかわらず、ご自身の判断で引き続き当院を受診された場合、通常の費用の他に以下の料金をご負担いただきます。

医科：3,300円（消費税込） 歯科：2,090円（消費税込）

厚生労働大臣の定める揭示事項

保険外負担に関する事項について

4) 入院期間が180日を超える入院に係る費用

- ・ 同一の疾病または負傷により、入院期間が180日を超える入院については、診療報酬の規定により患者様より実費にて料金をご負担いただきます。

※料金：1日あたり 2,412円（消費税込）

厚生労働大臣の定める揭示事項

保険外負担に関する事項について

- 5) 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療に係る費用
- ・疾患別に定められた日数を超えてリハビリを実施した場合、14単位目以降については患者さまから実費にてご負担いただきます。

1.運動器リハビリテーション

開始日から150日を超えた場合は、1ヶ月13単位までは健康保険の適用となりますが、14単位目以降は以下の料金をご負担いただきます。

※料金：1単位あたり 2,035円（消費税込）

2.脳血管疾患等リハビリテーション

開始日から180日を超えた場合は、1ヶ月13単位までは健康保険の適用となりますが、14単位目以降は以下の料金をご負担いただきます。

※料金：1単位あたり 2,695円（消費税込）

厚生労働大臣の定める掲示事項

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の実施件数

(令和 6年 1月 1日～令和 6年 12月 31日)

1. 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	例
イ	黄斑下手術等	0	例
ウ	鼓室形成手術等	0	例
エ	肺悪性腫瘍手術等	0	例
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	例

2. 区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	18	例
イ	水痘症手術等	0	例
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	例
エ	尿道形成手術等	0	例
オ	角膜移植術	0	例
カ	肝切除術等	0	例
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	例

3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0	例
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	例
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	例
エ	母指化手術等	0	例
オ	内反足手術等	0	例
カ	食道切除再建術等	0	例
キ	同種死体腎移植術等	0	例

4. 区分4に分類される手術

	腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	0	例
--	--------------	---	---

5. その他の区分に分類される手術

	人工関節置換術	396	例
	乳児外科施設基準対象手術	0	例
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	例
	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0	例
	経皮的冠動脈形成術	0	例
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0	例
	経皮的冠動脈ステント留置術	0	例

厚生労働大臣の定める揭示事項

医療D X推進体制整備加算

- ・ オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を、診察室等で閲覧又は活用して診療を行う体制を有しています。
- ・ マイナ保険証利用を促進するなど、医療D Xを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・ 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組みを実施してまいります。

厚生労働大臣の定める揭示事項

地域歯科診療支援病院歯科初診料

- ・ 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している歯科医師を1名以上配置しています。
- ・ 院内感染防止対策として、口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いての洗浄・滅菌処理をしています。
- ・ 感染症患者に対する歯科診療に対する体制を確保しています。

厚生労働大臣の定める掲示事項

歯科外来診療医療安全対策加算

- ・ 歯科外来診療の医療安全対策に係る偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の研修を定期的に受講している歯科医師を1名以上配置しています。
- ・ 当院は医科歯科併設の保険医療機関であり、緊急時には速やかに対応できるように医科診療科との連携体制を確保しています。
- ・ 安全で安心な診療環境を提供するため、以下の機器を設置しています。

A E D、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット